

国民健康保険加入者へ

こんなときは届け出を！

国民健康保険（国保）に加入している人は、次の場合、14日以内に届け出が必要です。

- ① 町外へ転出したとき
 - ② 就職などにより職場で社会保険に加入したとき
 - ③ 生活保護を受けるようになったとき
 - ④ 死亡したとき
 - ⑤ 住所・氏名・世帯主など保険証の記載事項に変更があったとき
- ※修学のため県外に住所を移されている人は、手続きが必要です。
22年度も引き続き学生である場合は、22年4月以降発行の在学証明書などをお持ちのうえ、保険課までお越しくください。

退職者医療制度の届け出も
お忘れなく！

国保の保険証には「一般」と「退職」の2種類があります。会社などを退職し、厚生年金や共済組合などから年金を受けるとその被扶養者は、65歳まで退職者医療の対象となります。該当する人は、年金証書が届いた日の翌日から14

日以内に届け出をしてください。

■対象（次の両方に該当する人とその被扶養者）

- ・国保に加入している人
- ・厚生年金や共済組合など（国民年金は除く）からの年金の受給資格があり、その加入期間が20年以上、または40歳以降の加入期間が10年以上ある人

■届け出に必要なもの

年金証書、保険証、印鑑

70歳以上の人の
医療費負担割合1割が
1年間延長されます

■対象

国保に加入の70歳以上の人で、

負担区分が『2割（平成22年3月31日までは1割）』と書かれた保

険証をお持ちの人

※新しい保険証は、3月下旬まで

に簡易書留で郵送します。ただし、お送りする保険証は有効期限が7月31日のため、表記は、

『2割（平成22年7月31日まで
は1割）』となっています。

■ 保険課医療保険係

☎ 985-4107

おすすめです！年金保険料の 口座振替・クレジットカード納付

国民年金保険料の納付方法は、納め忘れの防止や、金融機関に行く手間と時間が省ける口座振替・クレジットカード納付が便利です。割引のある前納制度と併せて利用することもできます。

なお、過去の未払い分についてはご利用いただけませんのでご了承ください。

■ 申込方法

▼ 口座振替

次の3点をお持ちのうえ、金融機関または松山西年金事務所へお申し込みください。

- ① 年金手帳または納付書
- ② 通帳
- ③ 金融機関の届出印

※口座振替日は翌月末日（休日の場合は翌営業日）です。

※口座振替で「早割」（当月末振替の口座振替）を選択すると、毎月の保険料が50円割引になります。

▼ クレジットカード納付

次の2点をお持ちのうえ、松山西年金事務所へお申し込みください。

- ① 年金手帳または納付書
 - ② クレジットカード
- 申し込みに応じて保険料を定期的にクレジットカード会社が立替払いし、クレジットカード会社からカード会員の人に請求します。

※対象外のカードもあります。詳しくは、年金事務所またはカード発行会社までお問い合わせください。

■ 松山西年金事務所

国民年金課

☎ 925-5175

町民課住民係

☎ 985-4106

固定資産課税台帳を閲覧できます

平成22年度の固定資産税は、平成22年1月1日現在で固定資産を所有している人に課税されます。課税台帳には、土地、家屋や償却資産の評価額、課税標準額などが記載されています。

家屋の新築、土地の異動、町内に土地、家屋や償却資産を新たに所有された人の確認などにご利用ください。

■ 閲覧開始日 4月1日(木)

■ 閲覧場所 税務課11番窓口

■ 持参品 印鑑(代理の人は、所有者の委任状が必要です)

※平成22年度の固定資産税納税通知書は、4月中旬に発送予定です。

☎ 985-4111

軽自動車の廃車・名義変更は4/1までに

軽自動車税は4月1日現在の所有者に課税されます。廃車や名義変更などをする人は、4月1日(木)までに手続きをしてください。

また、軽自動車などを持って転出する場合は、原動機付自転車などは転出先市町村で、軽二輪車などは下記の手続き場所(県外の場合は当該都道府県の運輸支局か軽自動車検査協会)で住所変更の手続きをしてください。

☎ 985-4110

お済みですか？ 確定申告

3月の所得申告の相談日程は表のとおりです。期間内に正しい申告を済ませてください。

なお、所得税の申告をした人は、町県民税の申告をする必要はありません。

● 申告した所得は

申告によって決定された所得は、次の申請などのために必要な所得証明、課税証明、納税証明の基礎となり、資格判定の大切な資料となります。

- ① 児童手当や国民健康保険、後期高齢者医療を受けるとき
- ② 高齢・障害福祉年金の支給を受けるとき
- ③ 保育所の入所申請をするとき
- ④ 奨学資金や幼稚園の就園奨励金を申請するとき
- ⑤ 公営住宅を申し込むとき
- ⑥ 金融機関などから融資などを受けるとき など

● 申告に持参するもの

- 印鑑(認印で可)
- 税務署から申告書を送付されている人はその申告書
- 給与や年金の平成21年分の源泉徴収票
- 医療費の領収書(集計をしてきてください)
- 社会保険料、生命保険料、地震保険料などの控除を受ける人は、領収書や支払(控除)証明書
- 障害者手帳など
- 還付金の受取口座(本人名義)番号が分かるもの

● 役場申告会場

と き 3月15日(月)まで

※土・日曜日は除く

ところ 役場2階大会議室

受付時間 9時~11時30分
13時~16時

● 各地区公民館・集会所

期 間	9時~11時30分	13時~16時
3月	1 月 東古泉	徳丸
	2 火 大溝	中川原
	3 水 横田	鶴吉
	4 木 新立	出作
	5 金 南黒田	神崎
	6 土	
	7 日	
	8 月 本村	筒井
	9 火 宗意原	北黒田

☎ 985-4110

車種別の手続き場所

車 種	手続き場所	持参するもの
原動機付自転車 (125cc以下) 農耕作業車 小型特殊自動車	税務課 町民税係 ☎ 985-4110	● 認印 ● 自賠責保険証書など (車台番号、車名、排気量のわかるもの) ● ナンバープレート (廃車、町外転出などの場合)
軽二輪車 (125cc超~250cc以下) 二輪の小型自動車 (250cc超)	愛媛運輸支局 ☎ 050-5540-2076	● 自動車検査証(250cc超以上の場合) ● 認印(名義変更の場合は新所有者と旧所有者の印鑑。廃車の場合は、検査証欄の使用者と所有者の印鑑) ● 住民票(3か月以内のもの)
軽自動車	軽自動車検査協会 愛媛事務所 ☎ 975-6730	● ナンバープレート (廃車、県外転出などの場合) ● 自賠責保険証書

年金保険料の収納業務は民間委託しています

平成20年10月から、県内の国民年金保険料の未納となつていている人に対する「電話や文書による納付督促」や「戸別訪問による納付督促及び保険料の収納業務」は、民間委託をしています。

■委託事業者

日立キャピタル債権回収株式会社
☎022-211-7290

※提供する個人情報、納付督促

に必要な未納者情報に限定して

います。取り扱いについても、法律などで目的外使用や閲覧、漏洩、複写を禁じるなど、厳格な安全管理措置をとっています。

※民間事業者が戸別訪問する際は、顔写真入りの「納付督促員証明書（身分証明書）」を提示します。

☎ 町民課住民係

☎985-4106

戸籍届け出の際はご協力を

今年には国勢調査の年にあたるため、戸籍届け出の際に、職業や産業の記入をお願いすることになります。

調査の対象は、出生、死亡、死産、婚姻、離婚の各届け出です。記入するときは、役場の窓口にある「職業・産業例示表」を参考にしてください。わからない場合は、窓口でお尋ねください。

■調査期間

平成22年4月1日

平成23年3月31日

☎ 町民課住民係

☎985-4105

転出される学生の皆さんへ

卒業・入学シーズンになってきました。進学などのため町外に転出する人は、事前に町民課住民係で転出手続きをしてください。その際、転出証明書を渡しますので、その転出証明書を持って、必ず住み始めてから14日以内に、新住所地で転入手続きをしてください。

なお、成人式は転出していても、松前町で参加できます。詳しくは、社会教育課生涯学習係へお問い合わせください。

☎ 町民課住民係

☎985-4105

社会教育課生涯学習係

☎985-4135

ご利用ください 住民系の 窓口延長

町民課住民係では、窓口時間を延長して**18時15分まで**、住民票などの交付を行っています。

毎年、3月下旬から4月上旬の間は窓口が大変混雑しますので、ぜひご利用ください。

【窓口延長取り扱い事務】

- 住民票の写しの交付
- 戸籍謄本(抄本)の交付
- 印鑑登録申請
- 印鑑証明書の交付

※転入・転出届など住民異動届の受け付けは、17時15分までです。

☎ 町民課住民係 ☎985-4105